

# 議 事 録

令和7年度四万十町農業委員会9月総会

日 時 令和7年9月25日(木)午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 大正地域振興局 2階大会議室

日 程

- 第1 指定第11号 会期の決定について
- 第2 指定第12号 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第15号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 第4 議案第16号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
- 第5 議案第17号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第6 議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第7 議案第19号 四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について
- 第8 報告第16号 四万十町農業委員会活動報告について
- 第9 議案第20号 四万十町農業振興地域整備計画の変更について
- 第10 その他

[出席委員]

- |            |           |           |           |            |
|------------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 1. 山部 洋平   | 2. 今井 満隆  | 3. 谷脇 誠郎  | 4. 小野 重明  | 5. 佐竹 孝太   |
| 6. 下元 誠一郎  | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄  | 10. 東出 一茂 | 11. 小野川 隆彦 |
| 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮  | 15. 中原 英昭 | 16. 宮脇 眞弓  |
| 17. 西川 香代美 | 18. 吉田 健夫 | 19. 太田 祥一 |           |            |
| 20. 中城 康子  | 21. 岡村 博晶 | 22. 掛水 誠幸 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子  |
| 25. 吉良 寛一  | 26. 甲把 雄  | 27. 廣田 智之 | 29. 石田 芳秋 | 30. 澤田 憲男  |
| 31. 武市 敏男  | 32. 山本 誠二 | 34. 平野 直人 | 35. 山崎 力  | 36. 上野 渡   |
| 37. 佐々木 通  | 38. 秋田 公幸 | 39. 梶原 美智 |           |            |

[欠席委員]

- |          |           |            |
|----------|-----------|------------|
| 7. 浜田 大彰 | 28. 大西 博之 | 33. 橋本 健太郎 |
|----------|-----------|------------|

[事務局]

小嶋 二夫・杉本 孝成・森光 愛・田村 亮・槇尾 拓生・山川 美恵

会長

皆さんこんにちは。大変お忙しい中、また足元の悪い中、出席していただきまして誠にありがとうございます。今日まで3日間雨が降りまして、稲刈りしたいのに雨が続くなどという感じで困っておりました。今日午後からまた明日明後日、日よりも続くということで、また稲刈りやられてない方がたくさんおると思いますが頑張ってくださいと思います。来月作況調査を行います、今年は結構収量もあると聞きました。単価の方につきましても2、3年前の単価から比べますと、この買取価格が倍ぐらいになりました。単価よし収量よしという感じで全般的にいい年になったんじゃないかと思えます。正式な作況調査的なものは来月また行いますので、また皆さん調査の方よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それと今国の方では現在、石破総理が辞任表明をいたしまして、5人の方が立候補いたしました。新しい総裁選に向けてやっております。5人も出ておりますので、誰がなるかは分かりませんが、やっぱり我々の生活が少しでも楽に良くなるように、また、我々農業者にとりましては、農業政策をしっかりとやっていただくような方になってほしいなというところがございます。

全国農業新聞が、今日で100%皆さんに取っていただくことになりました。ご協力、ありがとうございました。それと9月もうだいぶ過ぎまして、この任期になってから一年が過ぎました。残り任期2年となりますが、皆様方には、引き続きのご協力ご理解のほど、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。それでは只今より9月総会を行いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長

ただ今から、令和7年度四万十町農業委員会9月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。今回の発声は、議席番号22番掛水誠幸委員にお願いいたします。それではご起立をお願いいたします。憲章は、添付資料の最後でございます。

22番

～ 四万十町農業委員会憲章の朗読 ～

委員

～ 朗読 ～

議長

本日の会議に、7番浜田大彰委員、28番大西博之委員、33番橋本健太郎委員から欠席の届けが出ております。

議長

次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員18名、推進委員18名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。本日の議事日程については、お手元に配布していただいております。それでは議事に移ります。

日程第1、指定第11号「会期の決定について」を議題とします。お諮りします。令和7年度四万十町農業委員会9月総会の会期は、令和7年9月25日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

議長 次に、日程第2、指定第12号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に9番山本道雄委員と29番石田芳秋委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 日程第3、報告第15号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第15号「農地法第3条の3の規定による届け出について」をご説明します。議案書は3ページからです。件数につきましては窪川地域1件です。なお、相続人の住所・氏名については、議案書のとおりです。

番号1番、土地の所在地、興津字中新開3123番、地目、田、面積683㎡、外3筆あり、合計4筆、面積、計4,424㎡です。届出日、令和7年9月5日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。説明は以上です。

議長 報告第15号について事務局の説明が終わりました。これは事務処理報告ですが、何かありませんか。

議長 特になければ、報告第15号は終わります。

議長 続いて、日程第4、議案第16号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第16号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を説明します。議案書は4ページからです。申請地の位置は添付資料の1ページからになります。件数につきましては窪川地域の1件です。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号1番、土地の所在地、神ノ西字六反地441番1、地目、田、面積1,481㎡、外1筆あり、合計2筆、面積、計1,672㎡です。権利事由は所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。申請地では、水稻を栽培する計画となっております。以上、この議案につきましては農地法第3条第2項各号に該当しないため許可案件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 議案第 16 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番について、21 番岡村博晶委員。

21 番 番号 1 番について、9 月 22 日に現地確認し、現況は田であることを確認しました。譲渡人に 23 日電話と、譲受人は本人に会い確認しました。譲渡人の父親が亡くなる前に売買をしていたのですが、長女が県外在住で相続の手続きの時にこのことが分かり贈与という形で譲受人に所有権を移転したということです。譲受人は、地域の若い担い手であり、意欲のある方です。年間 150 日以上農業に従事しており、周辺農地も家族所有の農地で問題ないと考えます。以上です。

議長 議案第 16 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 5、議案第 17 号「農地法第 4 号第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 17 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明します。議案書は 17 ページです。今月は窪川地域が 2 件、西部地域が 2 件です。番号 1 についてご説明します。添付資料は 2 ページと 3 ページです。

申請地は、1 筆。土地の所在、日野地字ドラガ谷ノ西 86 番、地目、田、面積 346 m<sup>2</sup>の内 24.69 m<sup>2</sup>の農地です。申請人は、記載のとおりです。転用目的は、墓地の新設です。

転用理由は、納骨堂の新設です。農地区分ですが、申請地は、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第 2 種農地と判断しております。転用計画につきましても、3 ページの土地利用計画図に示している形で、納骨堂を整備する計画です。周囲の状況・影響については、周辺はほぼ宅地で、登記地目上、北側と南側に畑がありますが、現在は耕作されておらず、山林状態になっているため、周辺農地への影響はないものと考えています。土地の造成計画についても、特になく、整地後墓地部分はコンクリート敷きとします。進入計画については、自己所有地を通して直接進入します。排水計画についてですが、排水は雨水のみであり、申請者所有地で自然浸透とします。

関係法令に基づく、墓地埋葬法の申請は現在申請中であることを担当課で確認しています。資金計画については、母親からの貸付けにより必要な事業費を確保していることを確認しています。番号1番は以上です。

続いて、番号2についてご説明します。添付資料は4ページと5ページです。申請地は、1筆。土地の所在、与津地字源太郎山1301番、地目、畑、面積1,317㎡の内25.01㎡の農地です。申請人は、記載のとおりです。土地の所有者について、申請人と外1名の共有名義となっておりますが、共有者からは当該地の転用について同意書が提出されております。転用目的は、墓地の新設です。転用理由は、納骨堂の新設です。農地区分ですが、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しないその他の農地、第2種農地と判断しております。転用計画につきましては、5ページの土地利用計画図に示している形で、納骨堂を整備する計画です。周囲の状況・影響についてですが、周辺の農地は、すべて申請者と申請者の妻との共有名義の土地でありますので、周辺農地への影響は特になく、と考えています。土地の造成計画については、特になく、整地のみです。進入計画については、自己所有地を通して直接進入します。排水計画についてですが、排水は雨水のみであり、申請者所有地で自然浸透とします。関係法令に基づく、墓地埋葬法の申請はすでに申請済であることを担当課で確認しています。資金計画については、預貯金通帳の写しにより必要な事業費を確保していることを確認しています。窪川地域は以上です。

続いて、西部地域です。番号3についてご説明します。添付資料は6ページから7ページです。

申請地は1筆。土地の所在地、下道字長田ノ畝49番3、地目、畑、面積は285㎡内27.49㎡です。申請人は記載のとおりです。転用目的は墓地、転用理由は納骨堂の新設です。農地区分につきましては、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しないその他の農地、第2種農地と判断しております。転用計画につきましては、7ページの土地利用計画図に示している形で納骨堂を整備する計画です。周囲の状況は、自己所有の農地のみで、日照等の影響もありません。土地の造成計画につきましては特になく整地のみです。進入路につきましては、申請地南側の町道から直接進入をします。排水計画につきましては、雨水等自然浸透する計画です。関係法令につきましては、墓地埋葬法の申請中であることを担当課にて確認をしております。資金計画につきましては、預金残高を証明する書類にて必要な事業費以上であることを確認しております。

続いて番号4についてご説明します。添付資料は8ページから10ページです。申請地は1筆。土地の所在地、河内字堤ノ内201番、地目、田、面積は1,320㎡の内20㎡です。申請人は記載のとおりです。転用目的は墓地、転用理由は納骨堂の新設です。農地区分につきましては10ha以上の農地の広がりがある農地内であり、第1種農地と判断しました。ただし、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号の「集落に接続して設置されるもの。」に該当し、第1種農地であっても例外的に許可することができるものと判断しています。転用計画につきましては、10ページの土地利用計画図に示している形で納骨堂を整備する計画です。周囲の状況は、隣接する農地所有者には同意得ており、日照等の影響もないものと考えます。土地の造成計画につきましては、用地の崩落を防ぐため、現状のカラ石積みに合わせて、140cm程度の盛土をして練石積みを行い、貼り石をして整地を行います。進入路につきましては、申

請地東側より農地を通り直接進入をします。排水計画につきましては、雨水等は周囲の自己所有地に自然浸透する計画です。関係法令については、墓地埋葬法の申請中であることを担当課で確認をしております。資金計画につきましては、預金残高を証明する書類にて必要な事業費以上であることを確認しております。説明は以上です。

議長 議案第 17 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番について、6 番下元誠一郎委員。

6 番 番号 1 番について説明を致します。9 月 20 日に現地確認を行いまして、申請人の母親にお話を伺ってまいりました。申請人にも電話にて確認をしております。許可がおり次第工事に着手することも確認していますし、必要最小限の計画で問題ないと思います。以上の確認の結果、番号 1 番の転用は特に問題がないと判断をいたしました。以上です。

議長 続きまして、番号 2 番について、31 番武市敏男委員。

31 番 番号 2 番について説明します。9 月 24 日に現地と申請人に確認しました。現状は畑であります。また、許可がおり次第、着手するようにしておるということです。計画性につきましても、必要最小限で問題ないと判断しております。周辺農地につきましても、ご本人等の土地なので問題ないかと思えます。排水計画につきましても、排水路もありますので、特に問題ないと思えます。また今回先祖のお墓がまだ上の方にあるそうですが、それもまとめて 1 つにしたいという流れになっています。この番号 2 については、特に問題がないと判断をしました。

議長 続きまして、番号 3 について、39 番梶原美智委員。

39 番 9 月 20 日に電話にて話を聞き 23 日に確認を致しました。許可次第、着手をすることを確認しています。また、周辺農地にも悪影響を与えないということも確認しております。必要最小限の計画で問題ないと思えます。以上です。

議長 続きまして、番号 4 番について、13 番武内道則委員。

13 番 補足説明を行います。22 日に現地確認と聞き取りを行ってきました。現況は畦畔のある田ではありますが、水のべんが悪いため、何年も米は作ってない。畑作も行ってなくて年に何回か草刈りをして、周辺農地に迷惑をかけないようにしているという農地でございます。

地図を見るとわかるんですけど、道路から奥まったところに計画を立てているんですが、なぜ手前の方にしないんですかとお尋ねしましたところ、手前は父親の代に川の石を置いてお祀りをしよった記憶があるということで、いろいろ迷信じみたことかとは思いますが、そこにお墓を建てるのはどうも気が乗らないということで、農地の奥ばったところに建てる予定になっております。それでは、進入路もいるがやないかと言いましたら、ここは後々家庭菜園の畑にするもので、畑の脇の道を通っていくので、問題な

いということです。計画も必要最小限でありますので、問題ないかと思えます。以上です。

議長 議案第 17 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 17 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 17 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 6、議案第 18 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 18 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明いたします。議案書 6 ページ、今月は西部地域から 1 件です。

番号 1 番について説明します。添付資料は 11 ページから 13 ページです。

申請地は、1 筆。土地の所在地、江師字下モシダヲ 485 番 1、地目、畑、面積 402 m<sup>2</sup>です。権利事由は、所有権の移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、一般住宅の新設です。転用理由は、現在は高知市内で生活しており、妻の実家近くへの移住を決め住宅の建設地を探していたところ、陽当りや利便性、自家用車や来客用の駐車場を十分に確保する事のできる当該農地へ新たに住宅を建築するものです。農地区分ですが、申請地は 10ha 以上の農地の広がりがある農地内であり、第 1 種農地と判断しました。ただし、第 1 種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第 33 条第 4 号の「集落に接続して設置されるもの。」に該当し、第 1 種農地であっても例外的に許可することができると判断しています。転用計画につきましては、12 ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、駐車場、転回スペース、物干し場及び植栽スペースを整備する計画です。周囲の状況は、北側、西側、東側は同意ありの農地、南側は譲渡人の農地となっており、特に影響はないものと考えています。土地の造成計画については、2 m の盛土を行い、整地後砂利敷きを行う計画です。隣接地は譲渡人の農地になりますので、盛土についても同意の上での今回の申請となっています。周囲の農地との境には土羽を設け、150mm の高低差をつけます。進入計画については、申請地東側の町道より直接進入します。排水計画については、雨水等は自然浸透及び西側の既存水路に排水します。生活排水等は東側町道内の下水道に排水をします。資金計画につ

いては、金融機関の融資見込み証明書にて必要な事業費を確保できることを確認しています。

最後になりますが、今回、許可前にすでに申請地で土地の盛土を行っており、譲渡人、譲受人兩名より、盛土を行う前に農業委員会に相談するべきだった、今後はこのような不始末を起こすことがないように努め、深く反省している旨の始末書の提出がありました。説明は以上です。

議長 議案第 18 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番について、17 番西川香代美委員。

17 番 20 日に現地確認をいたしました。譲渡人には 24 日電話にて、譲受人については日中仕事上連絡を取りづらいついことと、譲受人の奥さんのお父さん、義理のお父さんの方に聞き取り確認しました。細かいことは事務局の説明のとおりです。許可次第着手することを確認しています。その盛り土についてすでに造成に手を付けていることと始末書が出されているということと、必要最小限の計画で問題ないということと、図面のとおりですが、一部家庭菜園として使用するつもりやそうです。周辺農地に悪影響を及ぼす農地はないし、営農への支障はないと思います。排水については、江師地区は大きな浄化槽がありまして、個人の合併浄化槽じゃなくて、その地区の浄化槽への排水となるようです。特に問題はないと思います。以上です。

議長 議案第 18 号について質疑を許します。質疑はありませんか。6 番下元誠一郎委員。

6 番 盛土が先にやられたということですが、こんなのは建てる大工さんは知らんのでしょうか。大工の段階でこういうことをせないかんよということをやってもらったらこんなことないと思うんですがね。

17 番 事務処理等について、はっきり細かいことが把握できてなかったようで。今回、その大工さんと農業委員会とで初めて確認が取れたようなことみたいです。本人さんらはわからんかって市内に住まわられていますので、地元にいるお父さんが、まあかまんろうかとつづいたぐらいじゃないでしょうかね。完全には造成はしてないです。

議長 他に質問はないでしょうか。27 番廣田智之委員。

27 番 横に水路ありますよね、水路の方は雨水関係だけですか。さっき言われた合併浄化槽は。

17 番 地区に浄化槽があって雨水等はその水路へ流すそうです。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 18 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 18 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7、議案第 19 号「四万十町農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題とします。議案第 19 号番号 8 番及び 9 番は、議席番号 5 番佐竹孝太委員が、四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので、まず番号 1 番から番号 7 番の審議、採決を行い、その後 5 番佐竹孝太委員に退席していただき、番号 8 番及び 9 番の審議、採決を行います。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 19 号「四万十町農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を説明します。議案書は 7 ページです。添付資料は 14 ページからご覧ください。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条第 3 項の規定により、四万十町長から諮問がありましたので、ご審議ご決定をお願いいたします。

件数につきましては窪川地域の 9 件です。

権利の設定を受けるもの、権利を設定するものの氏名・住所についてはお手元の議案書のとおりです。

番号 1 番、土地の所在地、七里字大久保甲 832 番、地目、田、面積、3,013 m<sup>2</sup>です。

設定は更新になります。期間は令和 7 年 12 月 1 日から令和 12 年 11 月 30 日の 5 年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号 2 番と番号 3 番は受け人が同じなのでまとめて説明いたします。

番号 2 番、土地の所在地、七里字才能甲 1543 番 2、地目、田、面積、433 m<sup>2</sup>、外 1 筆あり、合計 2 筆、面積 計 1,908 m<sup>2</sup>です。

番号 3 番、土地の所在地、七里字才能甲 1543 番 1、地目、田、面積、2,989 m<sup>2</sup>です。設定は更新になります。期間は令和 7 年 12 月 1 日から令和 12 年 11 月 30 日の 5 年です。

作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号 4 番、土地の所在地、中村字沖ノ丸 371 番、地目、田、面積、2,866 m<sup>2</sup>です。

設定は新規になります。期間は令和 7 年 12 月 1 日から令和 12 年 11 月 30 日の 5 年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号 5 番、土地の所在地、奈路字札建 1168 番、地目、田、面積、2,935 m<sup>2</sup>、外 1 筆あり、合計 2 筆、面積 計 5,839 m<sup>2</sup>です。設定は更新になります。期間は令和 7 年 12 月 1 日から令和 12 年 11 月 30 日の 5 年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利

の種類は使用貸借権の設定です。

番号6番、土地の所在地、志和字クモテン 666 番 1、地目、田、面積、1,097 m<sup>2</sup>です。設定は更新になります。期間は令和7年12月1日から令和12年11月30日の5年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号7番、土地の所在地、志和字大切 1215 番 1、地目、田、面積、1,264 m<sup>2</sup>、外2筆あり、合計5筆、面積 計 5,838 m<sup>2</sup>です。設定は更新になります。期間は令和7年12月1日から令和12年11月30日の5年です。作物は、野菜を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。番号1番から7番までの説明は以上です。

議長 議案第19号、番号1番から7番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番について、5番佐竹孝太委員。

5番 番号1番についてご説明いたします。借受人、貸付人兩人に9月24日に会って現地確認を行ってきました。借受人は今回更新になります。年間150日以上農作業に従事し今年度もお米の栽培を行っており、年齢が75歳になっておりますが、息子さんの手伝いもあるということで、利用集積の内容通り耕作する作物、期間、賃借料等は問題ありません。貸付人は地域内の昔からの知り合いということもあり、周辺地域に影響もなく特に問題ないと判断いたします。あと草刈り等地域の若手が手伝ったりするので、そういった意味でも周りに影響がないことも確認しております。以上となります。

議長 続きまして、番号2番から4番まで。26番甲把雄委員。

26番 番号2番、3番について借受人が同じため同時に説明させていただきます。9月21日に借受人から確認し現地も確認しました。借受人は経験豊富な地域の担い手で、設定は更新でもあり内容も促進計画案の通り特に問題ないと考えます。

続きまして番号4番、9月24日に借受人から確認しました。借受人は長年にわたり農業されていて、経験も豊富で後継者のいる地域の担い手です。内容も促進計画案の通りで、特に問題ないと判断しました。以上です。

議長 続きまして、番号5番について。30番澤田憲男委員。

30番 番号5番について先週ですが、借受人に現地、内容について確認をとってきました。現地は田で水稻栽培をしております。借受人は地域の担い手であり、農業状況は年間150日以上農作業に従事しており、促進計画案通りです。更新であり、特に問題なく判断します。

議長 続きまして、番号6番、7番について。32番山本誠二委員。

32番 番号6番について9月19日に現地確認と借受人から話を聞きました。現況は田で水稻が植え付けてありました。借受人は年間150日以上農作業に従事し、認定農業者でもあり、地域の担い手です。周辺農地に悪影響を与えないと思います。また、更新でもあ

り問題ないと考えます。

番号7番については9月19日行ったんですけど、留守で会えなくて次の日20日に現地確認と借受人の奥さんから話を聞きました。現況は田でピーマンが植え付けられていました。借受人は年間150日以上農作業に従事し、認定農業者でもあり地域の担い手です。周辺農地に悪影響を与えないと思います。また更新でもありますので問題ないと考えます。以上です。

議長 議案第19号、番号1番から7番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第19号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号1番から番号7番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第19号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号1番から番号7番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号8番、番号9番の審議を行いますので、5番佐竹孝太委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号8番、9番の説明をいたします。議案書は9ページ、添付資料は42ページからです。番号8番と9番は受け人が同じなのでまとめて説明いたします。

番号8番、土地の所在地、七里字大久保甲817番、地目、田、面積、2,643㎡です。

番号9番、土地の所在地、七里字大久保甲810番、地目、田、面積、3,491㎡です。

設定は、新規になります。期間は令和7年12月1日から令和12年11月30日の5年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

説明は以上になります。

議長 議案第19号、番号8番及び9番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足をお願いします。番号8番、9番について。26番甲把雄委員。

26番 8番9番について借受人が同じなので合わせて説明させていただきます。9月22日に借受人から話を聞き、現地を確認してきました。借受人は認定農業者でもあり、地域の若い担い手でもあります。内容も設定は新規ですが、促進計画案のとおりで周辺農地にも悪影響を与えませんし、特に問題ないと判断しました。以上です。

議長 議案第 19 号、番号 8 番及び 9 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 19 号「農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号 8 番及び 9 番は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 19 号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号 8 番及び 9 番は、原案のとおり可決されました。5 番佐竹孝太委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

佐竹孝太委員、番号 8 番及び 9 番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8、報告第 16 号「四万十町農業委員会の活動報告について」を報告します。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは報告第 16 号四万十町農業委員会活動報告についてご報告いたします。添付資料は 52 ページをお願いします。

令和 7 年度農業委員会活動状況、4 月 1 日火曜日、辞令交付式会長と小嶋が出席いたしました。16 日水曜日役員会、同じく 16 日産業建設常任委員会、議会側から議員 7 名、事務局 2 名、農業委員会から役員 6 名、事務局 6 名が出席しました。22 日火曜日、農業経営改善計画審査会(窪川)小嶋が出席しました。続きまして、23 日水曜日、高知県農業会議常設審議委員会(高知市)ですが、この会は 5 月 27 日火曜日に行われておりますので、訂正をお願いします。続きまして 25 日金曜日、4 月総会(十和)です。

5 月 8 日木曜日、高南地域営農協議会第 1 回幹事会、小嶋が出席しております。9 日金曜日、令和 7 年第 2 回四万十町議会臨時会、会長、小嶋が出席しました。同日農業簿記講習会がありました。続きまして 16 日金曜日、役員会、26 日月曜日、農業経営改善計画審査会(窪川)が行われ小嶋が出席しました。同日、四万十町地域農業再生協議会第 1 回通常総会がありました。28 日水曜日、5 月総会、同日、広報等検討委員会を行っております。

6 月 2 日、3 日月曜日、火曜日となります。農業委員会サポートシステムの操作研修会が高知市で行われ、事務局 5 名が出席しました。4 日から 10 日水曜日から火曜日、令和 7 年第 2 回四万十町議会定例会があり会長と小嶋が出席しました。9 日月曜日、農業経営改善計画審査会(西部地域)にありました。11 日水曜日、農業者年金初任者研修会があり、オンライン参加を含めて事務局 3 名が出席しました。16 日月曜日、役員会、20 日金曜日、農業簿記講習会。23 日月曜日、農業経営計画審査会(窪川)があり小嶋が出席しました。同日、農業会議総会及び上期農業委員会会長事務局長会議が高知

市であり、会長と小嶋が出席しております。25 日水曜日、高南地域営農協議会総会に小嶋が出席しました。26 日金曜日、6 月総会が窪川で行われました。

続きまして、7 月 4 日 5 日、金曜日土曜日、熊本県和水町と南阿蘇村の方に視察研修に行ってきました。委員 23 名、事務局 3 名が参加しました。14 日月曜日、農業経営セミナーが高知市でありました。15 日火曜日、前期高岡郡協議会が中土佐町であり会長と小嶋が出席しています。16 日水曜日、役員会、18 日金曜日、農業簿記講習会。22 日火曜日、定期監査、行政監査があり、事務局から 2 名出席し監査を受けました。25 日金曜日、農業経営改善計画審査会（窪川）がありました。同日、令和 7 年度高知県農業公社事業説明会がオンラインであり、事務局から 5 人が出席しました。29 日火曜日、7 月総会。次のページをお願いします。7 月 31 日木曜日、担い手育成総合支援協議会令和 7 年度通常総会、同日、農業次世代人材投資事業中間評価会に出席しました。

8 月 8 日金曜日、新規就農相談会。15 日金曜日、役員会、21 日木曜日、香川県三豊市の視察を受け入れております。三豊市から 18 人、こちらは委員 4 人と事務局 2 人で対応しました。同日、令和 7 年度農業者年金加入推進特別研修会があり 17 人が参加しています。22 日金曜日、農業簿記講習会、25 日月曜日、農業経営改善計画審査会（窪川）がありました。28 日、8 月総会終了後、広報等検討委員会を行っております。

9 月 3 日から 12 日まで令和 7 年第 3 回四万十町議会定例会があり、会長と小嶋が出席しました。3 日水曜日、こうち農業委員会女性ネットワーク第 10 回総会及び研修会があり女性委員と事務局が参加しました。9 日火曜日、認定農業者連絡協議会総会・研修会があり、事務局 1 名が参加しました。16 日火曜日、役員会。24 日農業経営改善計画審査会（窪川）がありました。最後に本日 25 日木曜日、9 月総会を大正で開会しております。以上となります。

議長 報告第 16 号について事務局の説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。22 番掛水誠幸委員。

22 番 5 月 6 月 7 月と農業簿記講習会をやっていますが、この講習会への参加人数とどの程度の講習会を行うとか、パソコンでやりよるとかというようなことがあったら。

事務局 自分も実際その講習会に参加したことないんで、詳しいことは分からないんですけど、多分それぞれ受講者の方がノートパソコンを持ってきて、そのソフトを入れてそれについて入力とか、決算時期に合わせて、その講師の方がずっと指導していくみたいな形で、順をおって、講義講習をやられているという事では聞いています。内容についてはすみません。講師は伊藤さんという方で、昔、高知県の農業会議の方が事業で雇っていた講師の方で、農業委員会の方で事業を利用して、伊藤さんに来てもらってみたいなんですけど、その事業が終了して、補助金というか、そういうお金も出なくなったんですけど、生徒の方が、引き続き受けたいということで年間 3,000 円やったと思うんですけど。個人でお金を払って、来ていただいているというふうに聞いています。

議長 他にご質問等はありませんか。6 番下元誠一郎委員。

6 番 毎月、農業経営改善計画審査会というものがありますが、これはメンバーとはどういうことを話し合うのですか。

事務局 これはですね、主に認定農業者の更新や新規の方を審査するもので、うちと農林水産課と普及所、あと J A さんが見えになって審査しております。

議長 他に何かありませんか

(「なし」の声あり)

議長 質疑が無いようですので、報告第 16 号「四万十町農業委員会の活動報告について」を終わります。

議長 続いて、日程第 9、議案第 20 号「四万十町農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。本議案は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、令和 7 年 9 月 10 日付けで、町長より協議のありました、四万十町農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会の意見を具申するものであります。担当課の説明を求めます。

農林水産課 お世話になります。農業振興地域整備計画の担当しております。役場農林水産課の岡本です。資料については、この別冊の令和 7 年四万十町農業振興地域整備計画というものがございますので、お手元にご用意をお願いします。それでは農業振興地域整備計画変更について、ご説明をさせていただきます。この計画の農用地区域への編入や除外については、農業振興地域整備計画の重要な変更案件として、農業振興地域の整備に関する法律施行規則により、農業委員会の意見を聞くこととされており、四万十町では 7 月末受付締め切り、1 月末受付締め切りの年 2 回。半年に 1 回のスケジュールでこの重要な変更を行っております。それでは議案の方に移させていただきます。今回は編入案件が 17 件 30 筆。除外案件が 7 件 7 筆と多くなっておりますのでよろしくをお願いします。資料 1 ページ目に編入の一覧付けさせてもらっております。今回編入したいという申し入れに関しましては、全て令和 7 年度からの日本型直接支払制度、中山間直払いに入りたいというために、申し出がありました。編入の資料としましては、位置図と航空写真の方を添付させてもらっています。

整理番号 1 番、関係者は記載の通りです。航空写真は 8 ページ、藤ノ川字堂ノ前 392 番 1。現況地目は田となっております。地積は 149 m<sup>2</sup>となっております。

続きまして、整理番号 2、11 ページ、藤ノ川字森ノ山 259 番 2、現況地目、田、面積 23 m<sup>2</sup>。藤ノ川字名知田 268 番 2、現況地目、田。面積 131 m<sup>2</sup>。

整理番号 3、14 ページ、若井川字大本山 1311 番 5、現況地目、畑、面積 580 m<sup>2</sup>。若井川字大本山 1311 番 17、現況地目、畑、面積 1,119 m<sup>2</sup>。

整理番号 4 番、17 ページ、宮内字松葉 863 番 5、現況地目、田、面積 910 m<sup>2</sup>。

整理番号 5 番、20 ページ、中神ノ川字平太屋敷 373 番 3、現況地目、田、面積 74 m<sup>2</sup>。中神ノ川字平太屋敷 718 番 6、現況地目、田、面積 1,775 m<sup>2</sup>。

整理番号 6 番、23 ページ、中神ノ川字宮ノ多場 397 番、現況地目、田、面積 608 m<sup>2</sup>。

続いて整理番号 7 番、26 ページ、秋丸字月駄馬 576 番 1、現況地目、田、面積 995 m<sup>2</sup>。秋丸字月駄馬 576 番 2、現況地目、田、面積 813 m<sup>2</sup>。同所同字 577 番、現況地目、田、面積 317 m<sup>2</sup>。同所同字 580 番、現況地目、田、面積 224 m<sup>2</sup>。

整理番号 8 番、29 ページ、西ノ川字名本屋敷 175 番 1、現況地目、畑、面積 2,462 m<sup>2</sup>のうち 1,287 m<sup>2</sup>。

整理番号 9 番、32 ページ、地吉字音地 863 番、現況地目、畑、面積 396 m<sup>2</sup>。

整理番号 10 番、35 ページ、里川字ヲリツキ 78 番 1、現況地目、田、面積 629 m<sup>2</sup>。

整理番号 11 番、38 ページ、里川字下モ木 182 番、現況地目、田、面積 353 m<sup>2</sup>。同所同字 183 番 1、現況地目、田、面積 458 m<sup>2</sup>。

整理番号 12 番、41 ページ、里川字井ノ上 267 番、現況地目、田、面積 152 m<sup>2</sup>。

整理番号 13 番、44 ページ、里川字ダバ 302 番 3、現況地目、田、面積 1,236 m<sup>2</sup>のうち 786 m<sup>2</sup>。同所同字 328 番 1、現況地目、田、面積 907 m<sup>2</sup>。

続いて整理番号 14 番、47 ページです。5 筆あるんですが、里川字クスノマタ 388 番 1、現況地目、田、面積 116 m<sup>2</sup>。同所同字 394 番 2、現況地目、田、面積 173 m<sup>2</sup>。里川字中ザヲ 398 番 1、現況地目、田、面積 613 m<sup>2</sup>。同所同字 401 番 1、現況地目、田、361 m<sup>2</sup>。里川字クスノマタ 570 番 2、現況地目、田、面積 109 m<sup>2</sup>。

整理番号 15 番、47 ページ、里川字中ザヲ 400 番、現況地目、田、面積 210 m<sup>2</sup>。

整理番号 16 番、50 ページ、里川字尻坂 513 番 10、現況地目、田、面積 930 m<sup>2</sup>。

整理番号 17 番、50 ページ、里川字押場 515 番 2、現況地目、田、面積 349 m<sup>2</sup>。編入については以上で合計 30 筆、15,646 m<sup>2</sup>について編入したいとの申し出がありました。

続きまして、除外関係の方に移りたいと思います。除外につきましては、位置と航空写真に加えて、現地の写真を資料として付けております。51 ページ一覧表からご覧ください。それでは、順に説明いたします。

現地写真は、58 ページです。整理番号 1 番、関係者は記載のとおりで、金上野字加治屋口 884 番 9、現況地目、田、面積 330 m<sup>2</sup>を一般住宅にしたいとの申し出がありました。申請者は現在借家に住んでおり、自分の住宅を建築したいと場所を探していたところ、この譲渡人から譲っていただけることになり、街にも比較的近く最適と考えてこの土地を選んだとのことです。

続きまして整理番号 2 番、現地写真は 62 ページ。関係者は記載のとおりで、見付字壱合奈路 2632 番、現況地目、田、面積 332 m<sup>2</sup>を一般住宅にしたいとの申し出がありました。現在の借家が手狭になったため、新居を建設するにあたり、現在の生活圏に比較的近い場所である当該地を選定したとのことです。

整理番号 3 番、現地写真は 66 ページ 67 ページ。関係者は記載のとおりで、黒石字於藤畑 1368 番、現況地目、田、1,870 m<sup>2</sup>を農業用倉庫にしたいとの申し出がありました。事業拡大に伴い、現在利用している倉庫が手狭になったため、新たに農業用倉庫と予冷库、事務所も建築できる土地と資材を置ける場所を探していたところ、父が所有する自宅前の土地を譲ってもらえることになり、選定したとのことです。

続きまして整理番号 4 番、5 番、現地写真は、71 ページになります。関係者は記載のとおりで、若井字若松 40 番 1、40 番 9、現況地目、田、面積 898 m<sup>2</sup>、460 m<sup>2</sup>を資材置場にしたいとの申し出がありました。現在の破砕場及び資材置場が満杯のため、作業

効率の低下が懸念されていたところ、新たに資材置場と駐車場を設置する場所を検討していたところ、現在の作業場の隣接地を譲ってもらえることとなり、車両の出入りも容易なため、当該地を選定したとのことです。

整理番号6番、現地写真は、75 ページです。関係者は記載のとおりで、下道字クボツルイ 246 番、現況地目、畑、面積 415 m<sup>2</sup>のうち 32.73 m<sup>2</sup>を墓地にしたいとの申し出がありました。新たに納骨堂を新設したいと考えていましたが、近くに公営墓地もないため自己所有の土地が最適と考えて、当該地を選定したとのことです。

続きまして、整理番号7番、79 ページ。関係者は記載のとおりで、十和川口字フタエ 124 番、現況地目、畑、面積 661 m<sup>2</sup>のうち 25.02 m<sup>2</sup>を墓地にしたいとの申し出がありました。新たに納骨を新設したいと考えていましたが、近くに公営墓地もないため、自己所有の土地が最適と考えて当該地を選定したとのことです。

以上、合計で7筆、3947.75 m<sup>2</sup>について、除外の申し出がありました。編入と合わせてご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 担当課の説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。15 番中原英昭委員。

15 番 地域振興計画に入れてくださいっていうのは分かるけど、これ抜くのにも抜いてくださいという理由があるんですか。

農林水産課 必要になってきます、直払で言えば、直払からのくからとって、その農業振興地域からどける必要はない。普通の農地より優良農地、守るべき農地。まず違うことしたかったら、違う土地をまず探してね。どうしてもないから、ここの守られる農地から外さないといけないよっていうたてりになってきますので、直払からのいたからと言ってイコールではないということです。

議長 他に何かありませんか。35 番山崎力委員。

35 番 荒らした場合、何か罰則はあるのか。

農林水産課 普通の農地でしたら、農業委員さんの方で当然耕作放棄地とか指導とか入ると思うんですけど、振興地域整備計画で、例えば荒れてるかどうかというチェックとかしてないです。

議長 他に質問ないでしょうか。38 番秋田公幸委員。

38 番 自分たちが毎年農地パトロールをして、農地利用状況調査をしていますが、その中で耕作放棄地として、B分類にした農振入っているところたくさんあると思う。そこら辺の対策とか考えていますか。

農林水産課 どうしてもやっぱり個人さんからの申し出を受けて、これを信じていただくという、立場ですので、こちらからどけなさいとかいう指導はやってなくて、基盤整備をするとかであったら農振農用地に入りなさいよというところで、全体的に一括して入れるとかいう作業はあるんですけど、個別でのけなさいとかいう指導はしてないです。筆数もとても多いので。

38 番 ずっと農振に入ったまま荒れている状態が続いているので。

農林水産課 ご意見色々あると思うんですけど、個人的には中山間直払からどくってことは、もうずっと守っていくわけじゃないよっていう認識になってくるんじゃないかなと思って、その段階でどける申し出をその個人を探してくれておれば、カチカチ綺麗にはなっていくかなとは思いますが。なかなか現実には筆が多すぎてなかなかきれいにはできてないです。

議長 他に何かありませんか。15 番中原英昭委員。

15 番 なんで今回から入るようになったのか。

農林水産課 編入の整理番号が 17 までずらずらありますが、今回はどうかですね、去年からこの日本型直接支払いの方で、5 年に一度切り替わるから、地元のみんなでちゃんと精査してねっていうお願いをまず担当の方からします。その結果、地元がここずっと作りよったのに、拾い漏れちよったという筆があるんです。一番多いこの里川はですね、地区として協定に入ってなかったんで、これが十和の東部っていう、大きな協定に今回から混ぜてねって地区として入ってきたので、ごっそり編入しています。ずっと里川は入ってなかったのか、わからないですけど、今回地区として入るので多くなっています。

議長 他にないでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 20 号「四万十町農業振興地域整備計画の変更について」異議ない旨を、町長へ回答することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 20 号「四万十町農業振興地域整備計画の変更について」は、異議ない旨、四万十町長へ回答することに決定しました。なお、軽微な変更や修正がある場合は、町当局と会長の協議で行うものと思いたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議が無いようですので、そのように決定いたします。

議長 続いて、日程第 10、その他の件についてを議題とします。最初に女性委員が活動報告をしたいということです。竹村委員よろしく願いいたします。

12 番 9月3日にこうち農業委員会女性ネットワーク第10回総会および研修会に参加させていただきました。これは高知市で行われましたけれども、今回は宮脇、梶原と私と3名でした。田村君の運転で行って参りました。ありがとうございました。今回の会は、地域計画のブラッシュアップについてとか、活動記録簿について、農地制度についての3点が課題でした。これからはもっと男女共にもっと話し合いの機会を設け、どうすれば遊休農地を作らずにすむのか、後継者の問題、作業効率の改善などという話し合いをしました。簡単ですが報告は終わります。

議長 先月も言うておりましたが、作況調査の報告を来月の会の時にしていただくようになります。以前は、東又、仁井田、松葉川、街分、立西、窪川地域5地区の発表をしていただきましたが、あまりにも多いので、3地区に、東又、興津、志和地区で1つの報告。松葉川、仁井田で1つの報告。街分、立西地区で1つの報告。大正、十和は1つずつ報告していただきたいと考えております。言うていただく代表者を決めておきたいと思えます。東又、興津、志和地区の代表者、武市敏男委員。松葉川、仁井田地区の宮崎恵美子委員。街分、立西地区は今井満隆委員。大正地域は秋田公幸委員。十和地域は平野直人委員。よろしく願いをいたします。

議長 それともう一つは、宮崎さんがどうしても言えということでしたので、僕は言いますが、この間、9月11日に四万十町の全部声を掛けていたかわかりませんが、法人の集まりがありまして藤ノ川ファーマーズと、四万十農産の2箇所を視察、法人の方に声をかけていたと思います。20ぐらい集まっていたいて。藤ノ川ファーマーズの取り組み、色々機械もいっぱいありますし、こんな形で作っていますよということと、一応、ファーマーズでは普及所が協力していただきまして、倉庫の横に野芝を植えておりまして、野芝をここの地場というものは、全部揃うのには年数がかかりますが野芝を植えながら雑草が生えてきて、その雑草に効くような除草剤やりながら4、5年かけて野芝を増やして行って、今はだいぶもうほとんど手がかからん状態まできています。省略化で雑草、畦の草刈がなかなかしんどいということ。そういった部分の省力化につながるようなこともやっていますということと、営農は24町ぐらい水稻を作っておりますので、それも見ていただきまして、野芝も見ていただきました。

その後、四万十農産の方に行かせていただきまして、浜田委員今日も来てないんですが、お父さんの好清さんの方が来られまして説明を聞きました。そこでは田んぼは3、40町作っておるということで、草の対策がすごい大変やということ、センチピードをはやしており、それは一年ぐらいではびこるそうです。それに対する薬があまりないということ弱いけど、一年ぐらいではびこるので、四万十農産の方は草刈りを軽減し

たいと、3、40町を作りますと草刈りが大変だということで、そういう地域を守っていく上で、どうしても草刈りの軽減をするのに芝を生やすということも、一つの省力化につながるということで、今後増やしていきたいということでした。

それともう一つ大変興味があるのは、ドローンによる直播を2セ町やっておりました。メーカーが来ていただいて、メーカーに蒔いていただいたそうですが3、4反ぐらいをやっています、結構綺麗に生えています、やっぱり蒔く方も結構慣れていたんじゃないでしょうか。割と普通と遜色ないぐらいの出来で、来年から省力化も含めて、これをだいぶ増やしてみたいと好清さんの方は言うておりました。今日浜田さんが来てもらっていたら、そこら辺を説明してもらったらよかったです、省力化のこともいろいろ取り組みをしておるということで、今後、直播でありますと苗の世話はいいし、基本的に伸びない稲とか、飼料米とか、例えばヒノヒカリとか、ほとんど倒れておりませんでした。収量も10俵ぐらいの出来はありましたので、来年また四万十農産で取り組みをするのであれば、農業委員会でも注目していきたいので、みんなで見学に行ってもいいかなというふうに思いました。法人化でボツボツ取り組みをしておりますので、また色々興味がありましたら、法人を作るのにいろいろと役場、普及所、農協等も協力していただけるそうですので、法人化に向けて補助金等ある程度はもらえるようになっております。そういった部分も今後なるべく簡単にできる方法はないかなという部分で農業委員会も少しでもかかわってきたいなという思いでございます。この間、11日の視察の件でした。

議長 他に何かありませんか。3番谷脇誠郎委員。

3番 米奥で大規模に高収益で生姜を作りゆうけど、病気になったと聞いたけど。その辺教えてもらいたい。

6番 この間ちらっとしか見てなかったけど、ちょっと病気のところはある。去年ほどではない。

議長 他に何かありませんか。37番佐々木通委員。

37番 大正地区とか十和地区で農地を10a、20a借りている人が多いと思いますが、今まで僕はかじしを10aで玄米60kgを2袋払っている。今の価格でだいたい15,300円だとすると、2袋で30,600円ぐらいになりますが、結局、生姜並みのかじしを払うようになると思うのですが、窪川地区は反当どれだけかじしを払っているのか。

議長 22番掛水誠幸委員。

22番 3年前と比べると高知県内の米は全部倍になっています。今日もかじしの問題でこの会に来る前に話し合いをしていました。私たちの宮内地域の場合は、7,500円の時の値段に決定させていただきました。3、4年前ですが。なかなかここ4、50年米の価格が上がってなかったというのもありまして、地主さんに相談させてもらいまして、現金

の場合は反当あたり 14,000 円で、その前までは農協の 2 等米価格の 2 袋分で設定しましたが、15,000 円ですが、1,000 円まけてもらって。米なら 60 kg なんですが 50 kg にまけて下さいということで、両者が折り合いをつけました。この値段で今もやっていますが、逆に借りている人からだいぶ上がったので足しちやらんといかんのじゃないかと相談がありました。1 回決めたものですので、今日の知り合いとの話し合いでは本年の値段で 40 年ぐらい前の値段にプラス  $\alpha$  されたぐらいの値段がやっと戻ってきたところですので、ずっと赤字経営していますので、もう決めたものはおいておいたらどうやろうかという話をさせていただきました。支援センターは、一番いいところで 10a 当たり 8,000 円ということです。形が悪くなるほどどんどん下がっていきますという返事をもっております。

議長 今年、急に米がこういう値段になりましたので、そういった問題もこれから出てくると思います。せっかく皆さんが各地域に散らばっておりますので、各地域ではこういう状況になっていますよということが分かりましたら、次回の会以降にまた言っていただいたら、この地域でこんな形になっていますという、一つの参考にもなると思いますので。それぞれ人によって、場所によって違うと思いますので一つは掛水委員が言ったように、支援センターなんかの金額も参考になると思いますし、それぞれ地域では地域の金額、物納そういったやり方もあると思いますので、そこら辺も、次回とか今年中か来年の春ぐらいまでを情報がありましたら、この会の中で言っていただいたらと思っております。よろしく願いいたします。

議長 その他ないでしょうか。6 番下元誠一郎委員。

6 番 先ほどの米奥の件ですけど、先ほど病気があるというのは個人が米奥で作っている田んぼの生姜です。米奥の法人が作っているところは綺麗です。

議長 何か他にありませんか。

議長 なければ、その他の件については終了いたします。これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和 7 年度四万十町農業委員会 9 月総会を閉会いたします。礼。ありがとうございました。

閉会 午後 4 時 10 分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和7年 月 日

会 長

---

署名委員 9 番

---

署名委員 29 番

---